

障がいのある方を新規に雇い入れた県内企業に対して 奨励金を支給します！

令和 8 年度山形県障がい者雇用奨励金

1. 新規雇用障がい者の雇用契約

(現に雇用している労働者が途中で障がい者となった者を継続して雇用する場合を含む)
次のいずれかに該当するもの

- (1) 雇用期間の定めのない雇用契約
- (2) 1年を超える雇用期間を定めている雇用契約
- (3) 1年以下の雇用期間を定めている雇用契約であっても、雇入れ日から1年を超えて継続して雇用されると見込まれる契約

2. 支給対象事業主

次に掲げる要件を満たすもの

- (1) 山形県内に主たる事業所を有すること
- (2) 令和 8 年 4 月 1 日から同年11月30日までの間に障がい者を雇用保険被保険者として雇い入れること
- (3) 奨励金の支給申請日において、新規雇用障がい者を雇用保険被保険者として 3 か月以上継続雇用されていること
- (4) 就労継続支援 A 型の事業を実施していないこと
- (5) 特例子会社でないこと
- (6) 山形県税（県税に付帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者でないこと
- (8) 宗教団体又は政治団体でないこと
- (9) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団）と密接な関係を有する者でないこと

3. 奨励金の額 次の表によりカウントした数 1 人あたり 50,000 円

※0.5 人の場合は、25,000 円を支給します。

(単位:人)

遇当たりの所定労働時間		30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満
障がい区分				
身体障がい者		1	0.5	0.5
	重度	2	1	
知的障がい者		1	0.5	0.5
	重度	2	1	
精神障がい者		2	1	0.5

4. 支給上限額 1事業主あたり20万円

※予算額に達した場合、受付を終了させていただきますので御了承下さい。

申請に向けた流れ

障がいのある方を新規に雇用
(現に雇用している労働者が途中で障がいを有することになった後も継続して雇用する場合も含まれます)



雇入れ日から3か月経過



支給申請書の提出（山形県雇用・産業人材育成課あて）

<提出書類>

- (1) 支給申請書（様式第1号及び付表）
- (2) 誓約書（別記様式第2号）
- (3) 障がい者であることを確認できる書類（例：身体障害者手帳の写しなど）
- (4) 雇用契約の内容が確認できる書類（例：雇用契約書の写しなど）
- (5) 労働時間が確認できる書類（例：タイムカードの写しなど）
- (6) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
- (7) 労働者名簿又は従業員名簿等常用雇用する労働者数を確認できる書類の写し
- (8) トライアル雇用の場合、ハローワークに提出した「トライアル雇用実施計画書」の写し
- (9) 奨励金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ）の写し
- (10) その他知事が必要と認める書類

**申請期限:対象労働者の雇入れ日から3か月を経過した日の翌日から起算して
2か月を経過する日又は令和9年3月16日のいずれか早い日**

※予算額に達した場合、受付を終了させていただきますので御了承下さい。

<申請期限の例:雇入れ日が令和8年7月1日の場合>

雇入れ日
R8.7.1

3か月を経過した日の翌日
R8.10.2

申請期限
R8.12.1

詳しくは県HP(**障がい者雇用奨励金** で検索)をご覧ください